



昭和 5 1. 1. 2 0

北海道行政書士会

新 年 を 迎 え て

会長 野 崎 幸

新年明けましてお目出度うございます。

私どもも就任後半年を経過しました。その間考える事多くして何も出来なかった感じがします。

事実、何事を行うにも本会の財政事情は極端に悪く、監事からもその再建に邁進するよう強く指摘を受けている状態です。

そのために、努力実行型である副会長以下現業の役員諸氏の行動を強く制限した形になっていることは、申し訳けなく又そのことがらにより会員の皆様にご迷惑をおかけしていることに深く陳謝いたします。

然し、その間にあっても現役職員一丸となって会務に励んでいることも事実です。その成果は、速報により皆様の手許に着々ご報告申し上げているとうりですがいづれにしても今年は、業界内部の再編成と職域の安定化を重点目標としてゆきたいと決心しています。

そのためには、我々全道 1,100 人の力を結集して世の耳目を集め行政書士の指向を訴え、その中で自己研鑽と社会との対話を深めてゆかなければならないと確信しております。又一面個人の負担即ち、会費の負担増額により会員のレベル向上と、会の内部充実に励みたいと考えていますので会員皆様の格別なご協力を切にお願い申し上げます。

以上甚だ簡単ですが年頭の所信を申上げてご挨拶といたします。

各部からのお知らせ

総務部

1. 年計報告について

年計報告を提出されていない方は至急提出して下さい。

現在の報告状況は1,100名の会員中、報告者504名未報告者546名と極めて不振の状態です。

会則第75条の報告義務を遵守して必ず提出して下さい。

2. 51年度定時総会は5月24日(月)2日間の予定で開催

1月19日正副会長会議を開き今後の会務運営方針を協議すると共に51年度定時総会、役員会、支部長会の日程を次のように決めた。

記

区 分	日 時	場 所
正副会長部長会議	2月 1日(日) 10時	於 事務局
監 査	4月 8日(木) 10時	於 事務局
常 任 理 事 会	4月 9日(金) 13時	札幌市都市会館
支 部 長 会	4月 10日(土) 13時 11日(日) 10時	札幌市経済センター
理 事 会	4月 17日(土) 13時 18日(日) 10時	札幌市経済センター
定 時 総 会	5月 24日(月) 10時 25日(火) 10時	札幌市都市会館
備 考	日行連の51年度定時総会は、6月4日5日熊本市で開催と決定	

企画部

1. 行政事務無料相談実績の中間報告(1月18日現在)

昭和50年10月17日から、本会主催で継続実施している行政事務無料相談の今日までの実績を次のとおり報告します。

設 置 場 所 札幌市中央区南4条西4丁目

於 松坂屋6階ホール

期 間 昭和50年10月17日から 6ヶ月間
昭和51年 3月末日まで

相談受理件数

相談員出勤人員 実人員31名 延65名

相 談 内 容

(税務相談は税理士の資格を有する会員が担当した)

2. 行政書士業務の啓発活動について

行政書士業務のPRを「北海道広報資料」に連載されるよう関係当局に要請していたところ、今回2月号の北海道広報資料11頁、12頁に「総務部地方課」提出による行政書士業務の啓蒙記事が掲載されました。この広報は道の出先機関全部と全道市町村に配布されましたからご承知下さい。

なお、この資料にもとづいて各市町村においても、一般住民に啓発するため市町村広報に転載されるよう支部長、ならびに会員からも要請して下さい。

3. 全道農業委員会窓口における「にせ行政書士排除」対策について

行政書士が取扱う業務の中で「農地業務」は全道不偏的に数の多い業務であります。

それで、この業務からも「にせ行政書士」を排除することは住民保護の立場からも最も大切なことであることを道農地調整課長に訴え、全道の農業委員会窓口の指導を要請したところ、これを諒とされて次の措置を講じていただきました。

記

1月13日全道各支庁の農地係長会議において、道農地調整課提案による議案をもって、他人の依頼を受けて農地関係の諸申請、届書の作成は、法の定めるところにより、行政書士が行う業務であって無資格者が反覆して行うことは違法であること、併せて各農業委員会窓口において、これらの指導を行うように指示されたので、今後の窓口指導の状況等をご留意の上会員からも要請するようして下さい。

4. 役所における窓口の過剰サービス対策について照会

各役所における窓口の過剰サービスの実態を知り今後これらの対策を図ってゆく必要もありますので、各支部においては、会員の協力を求めて、次のことから支部長から本会に報告して下さい。

(報告期限3月25日)

1. 役所名
2. 窓口における過剰サービスの状況
3. 窓口サービスのために配している職員の数
4. その他折衝上参考となることから

これは今後折衝する上に必要なことですからなるべく具体的にまとめて下さい。

業務研修部

1. 運輸業務（個人タクシー免許申請手続）研修会の開催

個人タクシー免許資格要件が改正され、申請様式等も全面的に変わりました。

それで改正点の説明及び申請事務の手続きについて、実務研修（本会主催）を行いますからこの業務を取扱っている会員、又今後取扱おうとする会員は必ず出席して受講されるようご案内いたします。

記

個人タクシー免許申請手続実務研修会

開催日時	場 所	講 師
2月28日（土）13時から 2月29日（日）10時から 2日間の研修とする	札幌市中央区北4条西6丁目 自治会館4階 ハマナス TEL 011-221-5267	陸運局担当係官 本会会員 葛西義雄氏

※ 1. 当日テキストを受付で交付します。（実費1,000円以内申受けます）

2. 陸運局担当官からは改正点と申請にあたって注意すべき事項について説明を受けます。

3. 申請書作成の実務については、当日、改正用紙に各人に記入作成してもらいながら具体的に実務指導を行います。

この担当講師は会員の葛西義雄先生が行います。

4. 宿泊のため旅館の斡旋を必要とすることは、ハガキ又は電話で本会事務局に申し込んで下さい。

2. 新規業務のご案内

(1) 作成書類 …… 専修学校認可申請書の作成

(2) 業務の内容

和洋裁、簿記、看護婦養成、はりきゅう、栄養士、美容師等の各種学校の内修業年限1年以上でまとまった教育をしているものを専修学校に格上げする法律が本年1月11日から施行されることになりました。道内の既設各種学校で認可基準に該当する場合、総べて認可申請を行うものと考えこの認可申請業務を今後、行政書士が取扱うようにするため、目下資料調査中です。

(3) 今後の指導方針

この業務は本会の業研部を担当している黒島副会長が行政書士業務であることに着目、過般来日行連にも提唱の上、全国各種学校連合会事務局長（この事務局長が法律化することに努力し、業務に精通している）に会い、特に北海道では行政書士がこの申請業務を行うことについて話合いもしてきております。

日行連においては2月20日東京で、全国的にこの業務に対する実務講習が行われ本会からは黒島副会長が出席、終了後本会としては資料作成、実務伝達を行う予定です。

3. 業務資料

行政書士が企業会計の記帳代行、決算書の書類作成ができるかどうかについて従来判然としないものがありましたが、このほど次のように日行連業務指導部から見解を示されたのでご承知下さい。

記

照 会

行政書士が業として企業会計の記帳代行と決算書類の作成ができるか？

回 答

1. 現行の税理士法第2条第2号は、税理士業として、申告書、申請書、請求書その他税務官公署（税関官署を除く。）に提出する書類を作成すること即ち、「税務書類の作成」が規定されておりますが、企業会計の記帳代行、決算書類の作成は税理士業務として規定されていない。

2. 税務申告書に添付する目的で作成される決算書類は「税務書類」でないことが大蔵省泉主税局長から昭和39年の税理士法改正を審議した衆議院大蔵委員会において次のとおり答弁している。

（第46回通常国会議事録から抜粋）

～前略～ それからまた税務書類の作成につきましても、税務書類とは何ぞや、法人税の申告につきましても小山委員御承知のように決算書を添付するわけですが、決算書は税務書類なりやいなやといったような点につきましているいろいろな意見があるわけですが、今回の改正におきましてもそういう決算書といったものは税務書類ではないということを明確にいたしました。したがって、決算書を作成するということは税理士の独占業務ではないというような点を明確にする。

～中略～

個人の事業者の場合あるいは不動産所得の場合の青色申告につきましても、御承知のように所得税法、所得税法規則及び施行細則におきまして、それぞれ規定がございまして様式がきめられております。この様式がきめられておる場合のあれば、これは税務書類でございます。～中略～

したがってその様式の定めておらない法人の決算書では、申告調整をその上に加えておりましたもそれは税務書類になりません。～と税務申告書に添付する目的で作成された決算書類であっても税務書類でないことが公式表明された。

3. 以上の経緯から行政書士は「事実証明に関する書類の作成」が主たる業務であることが行政書士法第1条に規定されておりますので企業会計の記帳代行、決算書類の作成を行うことは差支えないものと思料します。

4. 行政書士が企業会計の記帳代行、決算書類の作成を行う場合、委託事業主との間に税務申告も包

括しているがごとき誤解を与えないよう明確にしておくことが望ましい。（日行連業務指導部）

会員の非行と反省

昭和50年12月26日付で、昭和51年1月1日から1年間知事の業務停止処分を受けた会員がいる……………名はT支部のS会員としておこう。

非行の内容は昭和46年5月に依頼を受けた自動車事故に係る。自賠償保険申請手続報酬の不当請求に原因し、依頼者が不信感をもち申し出たのがことの始まりで、地元支部でも放置できない問題として本会に報告された。

本会の綱紀委員会では、会長からの報告を受け、ことの重大性から現地に委員3名を派遣して、依頼者とS会員の自宅を訪問実情を充分調査の上会長に報告した。

その報告によればS会員は、正規の報酬を受領しているにもかかわらず、諸経費の名目で昭和47年中に3回にわたり計100万円をだましとっていた。

その後依頼者はだまされたことを知り100万円の返還を再三にわたり請求した。そのうち地元会員の知るところとなり忠告をされて、昭和49年12月に20万円、昭和50年3月に80万円を返還したので依頼人としては深い不信感をいだきながら一応の解決はされた。……………

又、この問題については司法当局も知るところとなり司法処分か、行政処分かについて考えられていたことも事実であった。

以上の事実が明らかとなったため本会としてはこのことを道知事に報告した。

道知事は直ちに現地調査を行い、昭和50年12月8日に公開聴聞を行い、前記の行政処分を決めた。



以上の問題は行政書士が得るべき正規の報酬を超えて不当な費用を請求したことにより、依頼者の不信を受けて端を発したことで吾々の仲間として誠に残念なことです。

吾々行政書士は、依頼者の信用を失った場合は、どのような結果を生むのか良く考えていかなければなりません。依頼された仕事をどのように処理すればよいのか、事実調査等により経費が嵩む場合どうすればよいのか、依頼者と吾々の引き受ける仕事の内容をよく話合って仕事にかかつてほしいと思います。一番あやまりやすいのは示談関与できないのにもかかわらず保険金が数百万円下りることを感知した場合、その下りた金額によって数十万円を請求したくなる点だろうと思います。

而し吾々行政書士の報酬額は会則に定められた報酬額を超えて受けてはなりません。

又、書類作成についても、事実調査についても依頼者から感謝されるところに吾々の社会的使命を感じ取らねばならないと思います。それが社会的に信用を得ることにむすびついて行くのではないでしょう。

（総務部長 後 平 邦 彰）